ACSES ニュースレター_２２２４号（2021 年 12 月 7 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（17 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇荒川支流で有害物質検出　埼玉、水道水に影響なし〈Web 報道〉
◇廃棄物処理工場で火災　廃棄された小型家電から出火か　広島市〈Web 報道〉／広島市南区の金属加工会社で火災〈新聞報道〉
◇その他の事故、事件
・樹木が集団で枯れる被害、神奈川で次々　倒木で道路ふさいだ例も〈新聞報道〉
・国立大学の付属校で長時間労働が減らない理由　欲張りさが生んだ過酷な現場〈新聞報道〉
◇事故、事件の続報
・日大、背任の被害届提出　10 日に記者会見へ〈Web 報道〉／日大、10 日に会見へ　家宅捜索から３カ月、一連の事件で初めて〈新聞報道〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・事故に遭った車から消防・病院へ自動通報…対応車は３００万台到達、救命事例も増加〈新聞報道〉
・パナで工場社員自殺　「持ち帰り残業」含む長時間労働、責任認め和解〈新聞報道〉
・龍角散セクハラ訴訟が和解　会社側が 6 千万円支払い〈Web 報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇マスコミ報道　見出し
[3] 《　ラベルでアクション　》～事業場における化学物質管理の促進のために～〈厚生労働省〉
[4] 医薬品
◇予防接種法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 189 号）〈官報〉
[5] 肥料
◇肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産省告示第 2084 号）〈官報〉
◇肥料の登録が失効した件（農林水産省告示第 2085 号）〈官報〉
[6] 食品安全衛生関係
◇日本農林規格等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第 68 号）〈官報〉
◇ノンアルカクテルで酔い心地　健康志向で浸透、新商品続々〈 Web 報道〉
[7] 調査、公募、意見募集等
　[公募、意見募集等]　１件　　[公募結果、意見募集結果]　１件
[8] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
　[開催案内]　７件　　[開催記録、報告、資料等]　３件
[9] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：６件　　◇その他：１件

豨薟、雌菜揉み、雌ナモミ（メナモミ）

葉耳、巻耳（オナモミ）

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇荒川支流で有害物質検出　埼玉、水道水に影響なし

＜産経ニュース　2021 年 12 月 6 日＞

https://www.sankei.com/article/20211205-DLM7PCWBFJMQZL5YJIFEQWWZOI/

埼玉県は５日、同県川越市を流れる荒川の支流の八幡川で、環境基準の３３０倍に当たる有害物質「ジクロロメタン」を検出したと発表した。水道水への影響はないが、県と川越市は水質の監視を続ける。

県によると、さいたま市内の浄水場で採取した水からジクロロメタンを２日に検出した。この際は環境基準を下回っていたものの、調査を始めた。上流にある川越市の麦生川で環境基準の３４倍のジクロロメタンを４日に検出し、さらに上流の八幡川も調べていた。

ジクロロメタンは、中枢神経への麻酔作用や肝機能障害を引き起こすとされる。県と川越市は、八幡川周辺の農業集落排水処理施設から川に流れ込んだとみている。

◇廃棄物処理工場で火災　廃棄された小型家電から出火か　広島市

＜FNN プライムオンライン　2021 年 12 月 6 日＞　https://www.fnn.jp/articles/-/281001

５日夜、広島市南区の工場の敷地で廃棄物が燃える火事がありました。消防は廃棄してあった小型家電から火が出たとみて調べています。

「周囲が暗闇に包まれる中、はっきりと赤く燃え上がる炎を確認することができ、今、消防による消火作業が続いています」　５日午後８時すぎ、広島市南区月見町にある廃棄物処理工場で、「黒い煙と炎が見える」と通行人から通報がありました。 消防車２４台などが出動し、火はおよそ２時間半後に消し止められました。この火事によるけが人はいませんでした。 消防は工場の敷地内にあった廃棄物の**小型家電から火が出た**とみて警察と詳しい出火原因を調べています。

・広島市南区の金属加工会社で火災

＜中国新聞　2021 年 12 月 6 日＞

https://www.chugoku-np.co.jp/local/news/article.php?comment_id=814211&comment_sub_id=0&category_id=256

　５日午後８時１０分ごろ、広島市南区月見町の金属加工会社「丸本鋼材」の産業廃棄物処理場から出火、屋外に積んでいた小型家電約２００立方メートル分を焼いた。同社によると、この日は休業日で、敷地内に従業員はいなかったという。市消防局などは、**家電のバッテリーによる発火**の可能性もあるとみて調べる。現場はＪＲ向洋駅の南約２キロの臨海部。＞

◇その他の事故、事件

・樹木が集団で枯れる被害、神奈川で次々　倒木で道路ふさいだ例も

＜朝日新聞　2021 年 12 月 6 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASPD56W7KPD2ULOB003.html

　神奈川県内各地でブナ科の樹木が集団で枯れる「ナラ枯れ」の被害が拡大している。各自治体が頭を悩ませているのが、倒木被害を防ぐ伐採などの処理費用。相模原市では当初予算だけで賄えず、補正予算を次々に組んで伐採を続けるが、手が回りきらない状況だ。

　県によると、県内で初めて発生が確認された 2017 年の被害本数は 5 市町で計 239 本だったが、19 年は 1844 本に。20 年は 31 市町村で計 1 万 8224 本と前年の約 10 倍に膨らんだ。

　ナラ枯れはクヌギやシイ、カシなどの樹木に、体長 5 ミリほどの甲虫「カシノナガキクイムシ」が、ナラ菌を身にまとった状態で入り込んで起きる。菌が水分を吸い上げる導管などに影響し、樹木は水分を失い枯れてしま

う。虫は樹木内で産卵し、越冬した翌年も再活動するため影響が続く。
薬剤やラップでも追いつかず
　各自治体は伐採後の根元に薬剤を入れて虫を駆除したり、樹木にラップを巻いて防いだりする策も施すが、発生に追いついていない。
　相模原市では発生当初の 17 年度に 4 本を確認したが、20 年度は 1122 本に達した。いずれも市管理の緑地と公園のもので、民有地の樹木は含まれない。自然が多い津久井地域は本数確認自体も緒に就いたばかりで、今年の被害本数はさらに増える見込みという。
　市が懸念するのは、市民の立ち入りが多い公園内で 20 年度以降、次々に発生を確認していることだ。通行人や住宅などへの倒木があると人的被害を発生させかねないため、市は積極的に予算付けをして伐採を進める。現に、ナラ枯れによる倒木が道路をふさいだ事例も起きているという。
　市は開会中の市議会に、公園…

・国立大学の付属校で長時間労働が減らない理由　欲張りさが生んだ過酷な現場
＜京都新聞　2021 年 12 月 6 日＞　https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/689317
　全国の国立大学法人で９億円近い残業代の未払いが生じていたことが共同通信の調査で明らかになった。国から法人に支給される運営費交付金が先細りする中、教員の残業が慢性化した付属校の現場に適正な賃金を回せない現状が浮き彫りに。一方、教員のなり手が減ったことに危機感を覚え、業務のスリム化に取り組んだ例も。勤務が深夜に及びがちな「不夜城」（識者）にも、変化が生まれつつある。・・・・・

◇***事故、事件の続報***
・日大、背任の被害届提出　10 日に記者会見へ
＜共同通信　2021 年 12 月 6 日＞　https://nordot.app/840587617115979776?c=39546741839462401
　日本大学医学部付属板橋病院（東京都板橋区）を巡る二つの背任事件で、日大が東京地検特捜部に被害届を提出したことが 6 日、関係者への取材で分かった。これまで提出を保留していた。所得税法違反容疑で前理事長の田中英寿容疑者（75）が逮捕されたことなどを受けて、10 日に記者会見を開く方向で調整しているという。
　特捜部は 10 月、病院の設計監理業務に関する背任容疑で元理事の井ノ口忠男被告（64）らを逮捕。田中容疑者はその後の任意の事情聴取に「日大に損失は出ていない」と被害届の提出を拒否した。
・日大、10 日に会見へ　家宅捜索から３カ月、一連の事件で初めて
＜朝日新聞　2021 年 12 月 7 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASPD675V2PD6UTIL05C.html
　前理事長らが逮捕された日本大学が、10 日に記者会見を開く方向で調整していることが関係者への取材でわかった。日大は本部や前理事長宅が家宅捜索を受けた 9 月以降、一連の事件について一度も記者会見で説明しておらず、学内外で批判が高まっていた。
　日大では 10 月以降、元理事の井ノ口忠男被告（64）が背任罪で逮捕・起訴された。11 月には、計約 1 億 2 千万円の所得を隠し、約 5300 万円を脱税したとして前理事長の田中英寿容疑者（75）が逮捕され、12 月 3 日に理事を解任された。
　日大は逮捕や起訴のたびに「誠に遺憾」などとする見解を大学のホームページで公表してきたが、会見は開いていない。こうした姿勢をめぐり、末松信介文部科学相が「会見は社会に対する責任」と述べるなど、批判が相次いでいた。
　日大では 2018 年にアメフト部で悪質タックル問題が起き、学長が記者会見を開いた。当時、田中容疑者は理事長だったが、書面で声明を発表するだけで、会見は開かなかった。

◇***事故・事件対策、措置、訴訟等***
・事故に遭った車から消防・病院へ自動通報…対応車は３００万台到達、救命事例も増加
＜読売新聞　2021 年 12 月 7 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/national/20211206-OYT1T50294/
　事故に遭った車から衝撃度や位置が自動通報され、ドクターヘリや救急車が出動する救急システム「D―Call Net（ディーコールネット）」の普及が進んでいる。対応する車は約３００万台に達し、救命事例が増え、ドライ

ブレコーダーを活用した新たな仕組みも検討されている。

◆死亡・重症率８４％

茨城県取手市で昨年、システムに対応する通信装置が内蔵された乗用車の自損事故が発生。瞬時に前方が大破した車から専用サーバーに位置、衝突の向きや激しさ、シートベルト着用の有無などが自動通報された。

サーバーが過去約２８０万件の事故データから推定した乗員の死亡・重症率は８４％。これらの情報は現場近くの消防本部とドクターヘリ基地病院に送信され、救急車とヘリが急行した。

事故の２８分後、医師同乗のヘリが到着。助手席の７０歳代の女性が胸や腰にけがを負い、危険な状態に陥っていたが、空路で救急搬送され、一命を取り留めた。

女性が入院した日本医科大千葉北総病院救命救急センター（千葉県）のフライトドクター、本村友一医師（４４）は「救急車の到着後、ヘリを要請していれば、医師の治療開始が１５分程度遅れ、命を失った可能性がある」と指摘する。

◆通報１４００件

システムはＮＰＯ法人「救急ヘリ病院ネットワーク（ヘムネット）」などが２０１５年に試験運用を始め、１８年、３０道県３６病院と連携して本格運用がスタート。現在は４３道府県６１病院に拡大し、７２４か所の消防本部ともつながっている。

当初、自動車メーカーはトヨタ自動車とホンダの２社だったが、１９年３月、日産自動車、マツダ、ＳＵＢＡＲＵ（スバル）も加わった。対応車種が増え、今年９月末時点で全国の乗用車保有台数約６２００万台のうち、約３００万台に通信装置が搭載されている。

・パナで工場社員自殺　「持ち帰り残業」含む長時間労働、責任認め和解

＜朝日新聞　2021 年 12 月 7 日＞

https://www.asahi.com/articles/ASPD66DPDPCZPISC01G.html?iref=comtop_7_02

電機大手パナソニックで働いていた富山県の男性（当時 43）が 2019 年に自殺した。同社は、過大な仕事量や「持ち帰り残業」を含む長時間労働を正さずにいた結果、男性がうつ病を発症して死に至ったとして遺族に謝罪し、解決金を支払うことなどで 6 日、和解が成立した。

労働基準監督署は自宅に持ち帰った仕事を会社の指示と認めなかったが、同社は独自調査で会社の責任を認めた。企業が裁判を経ず、持ち帰り残業を労働時間と認めるのは異例という。

遺族や代理人の松丸正弁護士（大阪弁護士会）によると、亡くなった男性は死亡当時、パナソニックの半導体事業を担うインダストリアルソリューションズ社の富山工場(富山県砺波市)で技術部の課長代理を務めていた。

男性は 03 年から工場で派遣社員として勤務し、09 年に正社員になった。19 年 4 月に製造部から技術部に異動し、係長から課長代理に昇格。仕事内容が大きく変わって業務量も増え、職場では仕事を終わらせることができず、業務用パソコンを自宅に持ち帰って仕事をしていたという。男性は 19 年 10 月、自宅で死亡した。

砺波労基署（砺波市）は 21 年 3 月、遺族側の請求に基づき、配置転換や仕事内容の変化・増大により男性が強い精神的負荷を受け、うつ病を発症したとして労災を認定。一方、持ち帰り残業について「会社からの業務命令によるものではなく、黙示の指示があったとする実態も認められない」などと指摘し、労働時間に該当しないと判断した。

「余儀なく持ち帰り、なら労働時間」　厚労省ガイドライン

厚生労働省は 17 年、労働時間の認定にあたっては、労働者の行為が客観的にみて会社や上司の指揮命令下にあったといえるかどうかなどで判断するとしたガイドラインを作った。持ち帰り残業について同省は「仕事を持ち帰って行うことを義務付けられていたか、余儀なくされていたことが確認された場合に労働時間と評価する」と説明する。

パナソニックは、男性が自宅に持ち帰っていた業務用パソコンのログなどを独自に調査。自宅での作業についても、業務上、余儀なくされていたものだったと認定し、労基署の判断よりも踏み込んだ形で会社の責任を認めた。過大な仕事内容・仕事量に加え、持ち帰り残業を含む長時間労働を是正するなどの安全配慮義務を会社が怠った結果、男性が亡くなったと認め、遺族に謝罪した。

同社は和解にあたり、持ち帰り残業を含む労働時間の正確な把握のほか、業務量の適正化や社員間でのコミュ

ニケーションの見直し、研修・面談などの対策をとる考えを示した。

遺族側代理人の松丸弁護士は和解内容を「過労死問題に対する社会の厳しい視線を反映した判断といえる」と評価。「国が採用している労働時間の考え方が、働く現場の実態を反映しきれていないことが浮き彫りになった。当事者企業の対応が国の対応を追い越したケースだ」と話す。

パナソニックでは16年にも砺波市の工場で当時40代の男性社員が自殺し、長時間労働が原因として労災認定されている。同社は18年、労使協定を超える違法な時間外労働をさせたとする労働基準法違反の罪で略式起訴された。

同社は取材に「亡くなられた社員に謹んで哀悼の意を表すると共に、ご遺族の皆様に衷心よりおわび申し上げます。弊社として再発防止に向けた取り組みを徹底して推進してまいります」とするコメントを出した。(野田佑介、阪本輝昭)

■悩みのある人の主な相談先■

よりそいホットライン（24時間）

0120・279・338（※岩手、宮城、福島の3県は、0120・279・226）

いのちの電話（毎日午後4時～午後9時、毎月10日は午前8時～翌午前8時）

0120・783・556

#いのちSOS（月、木曜は午前0時～翌午前2時、それ以外は午前8時～翌午前0時）

0120・061・338

こころの健康相談統一ダイヤル（対応時間・曜日は都道府県により異なる）

0570・064・556

・龍角散セクハラ訴訟が和解　会社側が6千万円支払い

＜共同通信　2021年12月6日＞　https://nordot.app/840512736469385216?c=39546741839462401

製薬会社「龍角散」（東京都千代田区）元法務担当部長の50代女性が、忘年会での社長のセクハラ行為を調査したところ解雇されたとして、解雇無効の確認と賃金の支払いなどを求めた訴訟は6日までに、東京地裁で和解が成立した。会社側が解決金として6千万円を支払う。和解は1日付。

訴状によると、元部長は2018年12月、社内の忘年会で藤井隆太社長が女性従業員に抱きついたと聞き調査を開始。19年3月、セクハラ行為を捏造し女性従業員に意向と異なる申告をさせたなどとして、同社を解雇された。

訴訟で元部長側は、解雇権の乱用を主張し、会社側は争う姿勢を示していた。

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症（変異株）の無症状病原体保有者について（空港検疫）

＜厚生労働省　2021年12月6日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=-wBii8bRMIN0-2dpY

・新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者の発生について（空港検疫）

＜厚生労働省　2021年12月6日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Q7jaM35piDvMQ9zRY

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和３年12月６日版）

＜厚生労働省　2021年12月6日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=M8iqQw4Z-Eu8M62hY

◇マスコミ報道　見出し

・オミクロン株、市中感染に警戒　水際食い止めに全力―スクリーニング検査も・厚労省

＜時事ドットコム　2021年12月5日＞　https://sp.m.jiji.com/article/show/2671491

・国内感染、週８５０人　増加幅やや拡大―新型コロナ

＜時事ドットコム　2021 年 12 月 6 日＞　https://sp.m.jiji.com/article/show/2671518

・群馬で 30 人がコロナ感染太田の工場でクラスター拡大
＜共同通信　2021 年 12 月 5 日＞　https://nordot.app/840141290038181888?c=395467418394624 01

・**オミクロン株、軽症傾向も　接種後感染、報告相次ぐ―新型コロナ**
＜時事ドットコム　2021 年 12 月 5 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021120400335&g=soc

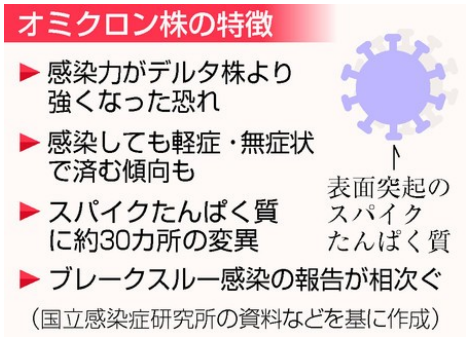

◇**コロナ禍で増えるアルコール依存、在宅勤務・孤独感…「アリ地獄」に**
＜産経ニュース　2021 年 12 月 6 日＞
https://www.sankei.com/article/20211206-74OWVZ7IIJNPBHBF3P2X5OFPPU/
２年近くにわたる新型コロナウイルス禍で、アルコール依存症患者の症状悪化や、新たに依存症と診断されるケースが増えている。専門医は依存症に陥る様子を「アリ地獄」に例え、「在宅勤務による仕事環境の変化や、外出自粛に伴う孤独感などで無自覚のまま転落する人も目立つ」と分析。回復するには早期発見と治療に加え、家族を含めた周囲の支えが必要だと訴える。
東京都内の企業で働く１級建築士の３０代男性は３月、初めてアルコール依存症と診断された。コロナ禍で在宅勤務になり、勤務中の飲酒が止められなくなったことが原因だという。
始まりは昨年４月ごろだった。「仕事の電話もかかってこないので、何となくいいかなと…」。夕方に冷蔵庫から缶酎ハイを取り出し、午前０時ごろまでダラダラと飲む生活が続いた。徐々に飲み出す時間が早まり、昨年末には気づけば、アルコール度数の高い「ストロング系」の５００ミリリットルの缶酎ハイを毎日３、４本飲むようになっていた。同居する妻にばれないように、飲み終えた空き缶を隠すこともあった。
数年前から依存症の兆候はあった。会社帰りに自宅に着くまで我慢できず、電車内や路上で歩きながら飲酒していた。健康診断で肝機能障害を指摘されると禁酒し、数値が改善していたので気にしていなかった。
勤務中の飲酒が周囲に発覚したのは今年３月。緊急で入った会社のオンラインミーティングに参加すると、パソコンの画面越しに上司から「お前、明らかに酔っぱらっているだろ」と指摘された。「勤務中に飲むなんて、頭では駄目だと分かっているのに止められなかった」と振り返る。

×××

依存症の専門医のもと、抗酒剤による薬物治療を開始。薬をやめるタイミングで再び酒を飲んでしまう「スリップ」も経験したが、妻と娘に支えられながら、出社して人に会うようにするなど飲まない環境作りを意識している。週１回通院しているものの断酒を継続できているという。
依存症患者らを診察する「さくらの木クリニック　秋葉原」（千代田区）の倉持穣院長は「コロナ禍で、潜在的依存症の人が顕在化したり、依存症患者の症状が重症化したりするケースが見受けられる」と話す。
同クリニックでは、コロナ禍が関係していると判断された初診患者の割合は昨年６月に１１・１％、同７月に１１・５％だったが、その後増加傾向にあり、今年３月は３２・３％、同４月には３２・１％だった。
倉持院長によると、在宅勤務で仕事を管理する人がいないことや、同僚や上司に気軽に相談できなくなったことでストレスが増えるなど、仕事環境の変化を訴える患者が多い。外出自粛の影響で自宅で長時間飲酒してしまうなど、生活習慣・飲酒習慣が変化したと話す患者もいる。

×××

厚生労働省などによると、アルコール依存症と診断された患者は全国に約５万人いるが、これは〝氷山の一角〟といわれる。飲酒習慣からすでに依存症の人は約１０７万人、潜在的アルコール依存症は約２９２万人に上り、さらに生活習慣病のリスクを高める飲酒をしている人は約１０３６万人と推計されるという。
倉持院長は飲酒習慣者の人口分布を独自に「アリ地獄モデル」として提唱。「依存症というアリ地獄にはまると生涯抜け出せない怖さがある。コロナ禍で人と会わないことで、患者が発見しづらくなっている。早く治療を始めることが大事で、周囲の協力も欠かせない」と訴える。
世界保健機関（WHO）はアルコール依存症を「精神疾患」に分類。患者同士で経験を語り合い、精神的な回復を目指す「断酒会」や「ＡＡ（匿名のアルコール依存者自助グループ）」などに参加するのも治療法の一つとされている。
アルコール薬物問題全国市民協会「ＡＳＫ」のホームページ（https://www.ask.or.jp/article/6489）では、相談窓口一覧を掲載している。

[対策・予防]

◇省庁発表

・新型コロナワクチンに係る自治体向け通知・事務連絡等
＜厚生労働省　2021 年 12 月 6 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=uUIip9hfuydV368rY

・自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）（新型コロナウイルス感染症）2021 年を更新しました
＜厚生労働省　2021 年 12 月 6 日＞https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=g3gYneJlgR1v5YoRY

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・新型コロナワクチンの接種を行う医療機関へのお知らせ
＜厚生労働省　2021 年 12 月 6 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2gK4665WOsckwABY

・自費検査を提供する検査機関一覧を更新しました。
＜厚生労働省　2021 年 12 月 6 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E-iKYy452GucE3mBY

・追加接種加速、60 カ国に　欧州先行、アフリカ遅れ
＜共同通信　2021 年 12 月 5 日＞　https://nordot.app/840134116761124864?c=39546741839462401

・抗体カクテル、重症化予防に「１時間でも早くと考えて投与」…２４時間態勢・在庫１００人分保管
＜読売新聞　2021 年 12 月 6 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/medical/20211205-OYT1T50031/

・NY 市、全企業に接種義務　オミクロン株対策、米国初
＜共同通信　2021 年 12 月 7 日＞　https://nordot.app/840716739489103872?c=39546741839462401

◇マスコミ報道　見出し

・政府　「オミクロン株」日本人初感染受け 水際対策徹底へ
＜NHK2021 年 12 月 7 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20211207/k10013377311000.html

・オミクロン型、水際対策に限界　市中感染抑制へ各国総力
＜日経新聞　2021 年 12 月 6 日＞　https://www.nikkei.com/article/DGXZQOCB0633J0W1A201C2000000/

◇「残念な顔」と思われたくない　コロナ禍でマスク外せない若者続出　「もはや『顔パンツ』」の声も

＜中国新聞　2021 年 12 月 6 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/055c5dccde0fb1ac38cd07091381e6f07c386959

マスク生活が長引き、広島でも「ノーマスクが怖い」と、素顔を見られることに抵抗を感じる若者が増えている。民間の全国調査では 7 割が「コロナ後も着用を続けたい」と回答。顔を隠すことで対人不安が和らぐという。一方で、コミュニケーションが阻害されているとの指摘もあり、「マスクの呪縛」はコロナ禍の負の側面ともいえそうだ。

「マスク姿だと 2 割増し」

「マスク姿だと 2 割増しで美人に見える。外して幻滅されたくないんですよね。『残念な顔』とか思われたら嫌じゃないですか」。メーカーで働く広島市西区の会社員女性（24）は「コロナ後も外すつもりはありません」と断言する。

コロナ禍が始まってから入社。社内でマスクを外す機会がないまま、もうすぐ 2 年たつ。多くの同僚の顔を知らず、「マスクの下はこんな感じかな」と勝手に理想をつくり上げている。ふとした拍子に見えた上司の顔が「想像と違う」と驚くこともあり、自分も「同じことを思われているかも…」と不安になる。

デートで食事をすると、口元を見られるのが恥ずかしくて、味を楽しめない。「ノーマスクだと下着なしで外出しているようで落ち着かない」と言う。この女性に限らない。ネットではマスクを「顔パンツ」と例える人も少なくない。

東区の女子学生（20）は「外で素顔をさらす勇気がない」と落ち込む。2 カ月前、外食中に男性 3 人組の視線を感じた。パスタを口に運ぼうとマスクを外した瞬間、「あ、微妙」と意地悪な笑い声が聞こえた。「見ず知らずの人から否定され傷つくのが怖い。一生マスクでいいです」

7 割がコロナ禍後も「着用する」

情報インフラ運営のプラネット（東京）のマスクに関する今春の調査では、4 千人のうち 7 割が条件付きで「コロナ禍が落ち着いても着用する」と答えた。30 代以下で目立ち、「着用したくない」（16%）を大きく上回った。感染のリバウンドを防ぐ目的の他に「顔を隠せて楽だから」という声も多かった。

安佐南区の男子学生（21）もその一人。ストレスが多い集団生活の中でマスクを仮面代わりにしてきた。「表情を読み取られず、話したくないアピールにもなる。先生に怒られてもダメージが少ない」とメリットを強調する。

たむらメンタルクリニック（中区）の田村達辞院長は、若者のマスク依存を「対面コミュニケーション不全の一つ」と指摘。人との直接的なやりとりに苦手意識を持つ SNS 世代の「新たな現代病」になりつつあるとみる。「顔を覆って自己防衛し、コンプレックスや自信のなさをカバーする。コロナ後は『自主的マスク生活』が定着するかもしれません」

****

[3] 《　ラベルでアクション　》～事業場における化学物質管理の促進のために～

＜厚生労働省　2021 年 12 月 6 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=B_ycGWbhBZnrYRCVY

○　趣旨

平成 28 年 6 月に施行された改正労働安全衛生法により、人に対する一定の危険性又は有害性が明らかになっている化学物質について、

１）　譲渡又は提供する際のラベル表示
２）　譲渡又は提供する際の安全データシート（SDS）の交付
３）　事業場で取扱う際のリスクアセスメントの実施

の３つの対策が義務付けとなりました。

事業者と労働者が、取り扱う化学物質の危険性や有害性を認識し、事業者はリスクに基づく必要な措置を検討・実施し、労働者は危険有害性を理解してリスクに応じた対策を実行することが大切です。

このため、「ラベルでアクション」をキャッチフレーズとして、化学物質のもつ危険有害性を把握し行動を起こすよう、すべての関係者に対し促していきます。

○　実施事項

○　事業者・労働者の実施事項

１　製品の容器や包装のラベル表示を確認しましょう。

　　絵表示（GHS マーク）から、どんな危険有害性があるのかわかります。

２　ラベルに絵表示があったら、SDS（安全データシート）を確認しましょう。

　　手元に SDS がなければ納入元・メーカーから取り寄せます。

３　SDS で把握した危険有害性に応じ、リスクアセスメントを行いましょう。

４　リスクの高さに応じた対策（リスク低減対策）を講じましょう。

　　リスクに応じて換気や保護具着用を実行します。

　　リスクアセスメントの結果やリスク低減対策を労働者に周知します。

５　労働者それぞれがラベル表示を理解し、リスクに応じた対策を取れるよう、教育を行いましょう。

○　譲渡提供者（メーカー・流通業者）の実施事項

ラベル表示と SDS の交付は、譲渡提供者の義務です。確実な実施のため、定期的に点検を行いましょう。

○　周知・理解のための資料

「ラベルでアクション」をキャッチフレーズにそれぞれの事業場で取組みを進めましょう。

マンガを利用した小冊子、ポスターの他、絵表示（GHS マーク）に親しむためのカードやペーパークラフトを用意しましたので、是非活用してください。

ペーパークラフトは厚紙に印刷して組み立て、オフィスなどに置いてみてください。

・小冊子（ラベルでアクション）【令和２年度】　https://www.mhlw.go.jp/content/11305000/000786403.pdf

・ポスター（ラベルでアクション）【平成 28 年度】

https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyokuanzeneiseibu/label-action-poster.pdf

・ポスター（ラベルでアクション）【平成 29 年度】

https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyokuanzeneiseibu/0000180974.pdf

・ポスター（ラベルでアクション）【平成 30 年度】　https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000341688.pdf

・ポスター（ラベルでアクション）【令和元年度】　https://www.mhlw.go.jp/content/11305000/000549292.pdf

・ポスター（ラベルでアクション）【令和２年度】https://www.mhlw.go.jp/content/11305000/000683128.pdf

・ポスター（ラベルでアクション）【令和３年度】https://www.mhlw.go.jp/content/11305000/000853196.pdf

・ポスター（作業前に絵表示を確認）【令和３年度更新】

　　https://www.mhlw.go.jp/content/11305000/000853213.pdf

・携帯カード（ラベル絵表示確認カード）　https://www.mhlw.go.jp/content/11305000/000853215.pdf

・ペーパークラフト（絵表示１２面体）

https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyokuanzeneiseibu/pictgram-papercra

ft.pdf
・リーフレット（ラベルでアクション）【令和３年度更新】
https://www.mhlw.go.jp/content/11305000/000853218.pdf

○　ラベル表示を活用した労働者教育事業
化学物質を適切に取り扱い、労働災害を防ぐために、事業者は労働者を対象に安全衛生教育を行う必要があります。
安全衛生教育の際にご活用ください。
・化学物質の GHS ラベルを活用した職場の安全衛生教育のための資料（令和元年度ラベル・SDS 活用促進事業）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000161231_00002.html
・化学物質の使用実態に応じた職場の安全衛生教育のための資料（令和２年度ラベル・SDS 活用促進事業）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_19390.html

e ラーニングに対応した動画の教育用資料（試行版）を公開しています。動画に対するご意見をお願いします。
（令和４年２月末までの期間限定で公開中。ご意見をもとに修正し完成版とする予定です。）
・化学物質管理に関する社内安全衛生教育用動画（e ラーニング）特設サイト（事業委託社のページに移動します。）　https://www.technohill.co.jp/chemic/r3_labelsds_elearning/

○　外国語版資料
絵表示（ＧＨＳマーク）やＧＨＳラベル学習用テキストの外国語版を作成しました。
・サイト内リンク 絵表示、ＧＨＳラベル学習用テキスト（令和２年度ラベル・SDS 活用促進事業）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_19392.html

○　化学物質リスクアセスメント事例集
令和元年度　https://www.mhlw.go.jp/content/11305000/000664061.pdf
令和２年度　https://www.mhlw.go.jp/content/11305000/000849989.pdf

○　Q&A
化学物質対策に関するＱ＆Ａ（ラベル・ＳＤＳ関係）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11237.html
化学物質対策に関するＱ＆Ａ（リスクアセスメント関係）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11389.html
****

[4] ***<u>医薬品等</u>***
<u>◇予防接種法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 189 号）</u>
［官報］　令和 3 年 12 月 6 日　特別号外　第 97 号　1 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20211206/20211206t00097/20211206t000970001f.html
○厚生労働省令第 189 号
予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）附則第七条第二項の規定により適用する同法第十二条第一項の規定に基づき、予防接種法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
令和 3 年 12 月 6 日　　厚生労働大臣　　後藤　茂之
予防接種法施行規則の一部を改正する省令
予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。
（傍線部分は改正部分）

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>
附　則
第十九条　法附則第七条第二項の規定により適用する法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる症状であって、それぞれ接種から同表の下欄に掲げる期間内に確認されたものとする。
<table>
<tr><th>症状</th><th>期間</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>血栓症（血栓塞栓症を含む。）（血小板減少症を伴うものに限る。）</td><td>二十八日</td></tr>
<tr><td>心筋炎</td><td>二十八日</td></tr>
<tr><td>心膜炎</td><td>二十八日</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
</td><td>
附　則
第十九条　法附則第七条第二項の規定により適用する法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる症状であって、それぞれ接種から同表の下欄に掲げる期間内に確認されたものとする。
<table>
<tr><th>症状</th><th>期間</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>血栓症（血栓塞栓症を含む。）（血小板減少症を伴うものに限る。）</td><td>二十八日</td></tr>
<tr><td>（新設）</td><td>（新設）</td></tr>
<tr><td>（新設）</td><td>（新設）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

****

[5] ***肥料***

◇肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産省告示第 2084 号）

［官報］　令和 3 年 12 月 7 日　号外　第 274 号　1～7 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20211207/20211207g00274/20211207g002740001f.html

肥料の登録有効期間の更新 338 件が公示された。

◇肥料の登録が失効した件（農林水産省告示第 2085 号）

［官報］　令和 3 年 12 月 7 日　号外　第 274 号　7 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20211207/20211207g00274/20211207g002740007f.html

肥料の登録失効２件が公示された。

****

[6] ***食品安全衛生関係***

◇日本農林規格等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第 68 号）

［官報］　令和 3 年 12 月 7 日　本紙　第 631 号　2 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20211207/20211207h00631/20211207h006310002f.html

○農林水産省令第 68 号

日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第四十一条第一項の規定に基づき、日本農林規格等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 3 年 12 月 7 日　　農林水産大臣　　金子原二郎

日本農林規格等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

日本農林規格等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>
（格付の表示の除去等を行う農林物資）
第七十二条　法第四十一条第一項の農林水産省令で定める農林物資は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の農林水産省令で定める事由は、当該農林物資について同表の下欄に掲げるとおりとする。
<table>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>有機畜産物</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td><u>有機藻類</u></td><td><u>一　農林水産大臣が定める物質以外の薬剤、添加物その他の物質が使用され、又は混入すること。</u>
<u>二　上欄に掲げる農林物資以外の農林物資と混合すること</u></td></tr>
<tr><td>生産情報公表
牛肉</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
</td><td>
（格付の表示の除去等を行う農林物資）
第七十二条　法第四十一条第一項の農林水産省令で定める農林物資は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の農林水産省令で定める事由は、当該農林物資について同表の下欄に掲げるとおりとする。
<table>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>有機畜産物</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（新規）</td><td>（新規）</td></tr>
<tr><td>生産情報公表
牛肉</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

附　則

この省令は、令和四年一月六日から施行する。

◇<u>ノンアルカクテルで酔い心地　健康志向で浸透、新商品続々</u>

＜時事ドットコム　2021年12月5日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021120500140&g=eco

カクテルをまねたノンアルコール飲料「モクテル」が注目を集めている。健康などのためにお酒を飲まない欧米発の価値観が日本で広がり始め、２０～３０代を中心に、あえてノンアル飲料を選ぶ層が増加。飲料メーカーは本格的な味わいの新商品を続々と投入するなど、新たなジャンルの定着を狙う。

モクテルは、「まねた」を意味する英語「モック」とカクテルを組み合わせた造語。コカ・コーラボトラーズジャパン（東京）によると、消費者の価値観が変わったことに加え、「コロナ禍による飲食店での酒類提供制限もあり、需要が伸びている」という。

同社は主力の「コカ・コーラ」など、既存商品を組み合わせたモクテルのレシピを映画館やレジャー施設などに提供している。カットフルーツを添えた華やかな見た目はカクテルそのもの。冬場を迎え、感染対策で増えているテラス席の客を狙い、コーヒーやウーロン茶を使った温かいモクテルの提案も始めた。

メルシャン（同）は６月、果物やスパイスを使ったワイン飲料、サングリアを再現した「モクバル」を発売。ワインエキス入りでぜいたく感のある飲み応えが人気だという。

飲料メーカーのエルビー（埼玉県蓮田市）が１１月発売した「モクテル　カシスオレンジテイスト」は、冷蔵の紙パック入り。殺菌時間が短くて済むため、「果実の風味や香りが損なわれない」（マーケティング部）のが特長で、本格志向の消費者を狙う。果汁１００％のワイン風飲料「Ｄｏｌｅ（ドール）　ワイナリーから　葡萄（ぶどう）の雫（しずく）」を９月に売り出した雪印メグミルク（東京）は、「ワインのようにチーズと一緒に味わってほしい」（広報）とアピールしている。

****

[7] ***<u>調査、公募、意見募集等</u>***

[公募、意見募集等]

◇2021 年度 環境省 LD-Tech リスト及び水準表の意見募集について
～2021 年度 環境省 LD-Tech リスト（案）及び水準表（案）公表のお知らせ～

＜環境省　2021 年 12 月 6 日＞　https://www.env.go.jp/press/110184.html

環境省では、2050 年カーボンニュートラルに向け、エネルギー起源 CO2 の排出削減に最大の効果をもたらす先導的な技術を、環境省 LD-Tech（Leading Decarbonization Technology）として整理し、普及を進めていきます。

この度、業界団体等からの情報提供や有識者からの御意見を参考としながら、先導的な脱炭素技術に関する情報を整理し、「2021 年度 環境省 LD-Tech リスト（案）」及び「2021 年度 環境省 LD-Tech 水準表（案）」としてまとめたので、公表します。

同時に、LD-Tech 製品認証に向けて内容の精査を進めるため、「2021 年度 環境省 LD-Tech リスト（案）」及び「2021 年度 環境省 LD-Tech 水準表（案）」に対する御意見を広く募集します。期間は令和３年 12 月６日（月）より同年 12 月 20 日（月）までです。

また、令和４年１月に予定している「2021 年度 環境省 LD-Tech 製品認証」の公募開始に先立ち、LD-Tech 製品認証に関する説明会を開催しますので、併せてお知らせいたします。

１．　背景

環境省では、2050 年カーボンニュートラルに向け、エネルギー起源 CO2 の排出削減に最大の効果をもたらす先導的な技術を、環境省 LD-Tech（Leading Decarbonization Technology）として整理し、普及促進を進めていきます。

これは、先導的な脱炭素技術に関する情報を整理するものであり、国内外に発信して設備・機器等を導入する際の参考としていただき、大幅なエネルギー起源 CO2 の排出削減を推進するものです。

環境省 LD-Tech では、「環境省 LD-Tech リスト」、「環境省 LD-Tech 水準表」及び「環境省 LD-Tech 認証製品一覧」の３つのリストを用いて、先導的な技術を整理します。

※　制度の概要については、添付資料の「環境省 LD-Tech 制度の概要」を御参照ください。

２．　2021 年度 環境省 LD-Tech リスト（案）及び水準表（案）の内容

リスト及び水準表は、A 産業・業務（業種共通）、B 産業（業種固有の製造設備等）、C 運輸、D 家庭、E エネルギー転換及び F 廃棄物処理・リサイクルの６部門について、設備・機器等の説明、指標の説明、LD-Tech 水準（実現されている最高効率の数値）などの情報を網羅的に整理したものです。

○　環境省 LD-Tech リスト.
　環境省が脱炭素化に向けて重要と考える設備・機器等のカテゴリを掲載したものです。

○　環境省 LD-Tech 水準表
　環境省 LD-Tech リストの中で商用化されている設備・機器等の最高性能を LD-Tech 水準として表示したものです。

３．　意見募集の趣旨

「2021 年度 環境省 LD-Tech リスト（案）」は、令和２年度までに実施した L2-Tech 制度で収集した情報をもとに、2050 年カーボンニュートラルに向け、エネルギー起源 CO2 排出量の大幅削減に貢献しうる技術カテゴリを一覧として新たに整理したものです。今回の意見募集では、新制度立ち上げに伴い見直した技術カテゴリ（区分、設備・機器等の名称）に加え、新項目として追加した「技術成熟度」や「平均使用年数の目安」等について、御意見を募集します。

また、「2021 年度 環境省 LD-Tech 水準表（案）」は、環境省 LD-Tech リスト（案）と同様、令和２年度までに実施した L2-Tech 制度で収集した情報をもとに、水準表の作成方針に沿って取りまとめたものです。今回、「2021 年度 環境省 LD-Tech 製品認証」の審査基準となる「2021 年度 環境省 LD-Tech 水準表（確定版）」作成に向け、「クラス」、「指標」（測定単位、試験条件、計算方法）及び「LD-Tech 水準値」について、御意見を募集します。

今後も、引き続き基礎情報の収集を継続し、「2021 年度 環境省 LD-Tech リスト（確定版）」、「2021 年度 環境省 LD-Tech 水準表（確定版）」及び「2021 年度 環境省 LD-Tech 認証製品一覧」を公表する予定です。

※　新たな設備・機器等の拡充については、今年度は意見募集の対象外です。次年度以降、改めて提案受付を開始する予定です。

４．　意見募集期間

令和３年 12 月 6 日（月）～12 月 20 日（月）.

５． 意見提出方法

６． 説明会概要

12 月 24 日

・LD-Tech 事業の概要について.

・認証申請のスケジュール、事務手続き等について.

[公募結果、意見募集結果]

◇令和３年度グリーンファイナンスモデル事例創出事業に係るモデル事例の選定について

＜環境省　2021 年 12 月 6 日＞　https://www.env.go.jp/press/110248.html

****

[8] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・薬事・食品衛生審議会(食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会)　　12 月 7 日

＜厚生労働省　2021 年 12 月 6 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0yhKo-75GKtc07hBY

１ 食品中の残留農薬等に係る基準の設定について

２ その他

・薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会資料（オンライン会議）　　12 月 7 日

＜厚生労働省　2021 年 12 月 6 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=yTJQufTjArFGyV1bY

（1）食品中の残留農薬等に係る残留基準設定について

・動物用医薬品及び飼料添加物ピランテル及びモランテル

・農薬及び動物用医薬品スピノサド

・農薬スルホキサフロル

・農薬ピラフルフェンエチル

・農薬ベンチアバリカルブイソプロピル

・農薬ポリオキシンD 亜鉛塩

・農薬ポリオキシン複合体

（2）人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の設定について

・飼料添加物安息香酸

（3）その他

・発出予定の試験法について

・食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業の説明会の開催について　　12 月 21 日

＜環境省　2021 年 12 月 6 日＞　https://www.env.go.jp/press/110281.html

環境省は、食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業の説明会を令和３年 12 月 21 日（火）にオンライン方式で開催します。

１．開催趣旨

我が国の温室効果ガス排出量の約６割が衣食住を中心とした家計関連であり、2030 年 46%削減、家庭部門 66%削減に向け、脱炭素型のライフスタイルへの転換が必須です。また、循環経済の観点からは、循環基本計画等に定める 2030 年食ロス半減、ワンウェイのプラスチック 25%排出抑制等の目標達成が必要です。2030 年に向け残り９年しかない中、いずれも大幅な削減が求められており、ライフスタイル転換施策の強度を格段に上げる必要があります。

環境省では、環境配慮製品・サービスの選択等の消費者の環境配慮行動に対し新たにポイントを発行しようとする企業や地域等に対し、企画・開発・調整等の費用を補助することにより、環境配慮ポイント発行の取組を一気に拡大するため、令和３年度補正予算案により、食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業を実施し、脱炭素・循環型のライフスタイルへの転換を加速するとともに、環境配慮製品・サービスの市場拡大を通じたコロナ禍からのグリーンリカバリー、地方活性化を促進することとしております。

この度、事業の概要を説明し、参加者に理解を深めていただくとともに、意見交換（質疑応答）を行うことを目的として、食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業の説明会を開催いたします。

・第１回「精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会」　　１２月７日

＜厚生労働省　2021 年 12 月 6 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=P8SmTwIV9EewP6qtY

（１）精神障害の労災認定の基準について

（２）その他

・カーボンニュートラルの実現に向けたカーボン・クレジットの適切な活用のための環境整備に関する検討会を開催します　　12 月 8 日

＜経済産業省　2021 年 12 月 6 日＞

https://www.meti.go.jp/press/2021/12/20211206003/20211206003.html?from=mj

目的

1. カーボンニュートラル社会の実現に向けたカーボン・クレジットの重要性・経済と環境の好循環に資する形での望ましい活用の在り方等について基本的な考え方の整理を行いつつ、国内各種制度におけるカーボン・クレジットの取扱いも含めた、カーボン・クレジットに関する政策対応の方向性を示すこと。

2. 今後、世界的にも、カーボン・クレジットの需給両面での拡大が見込まれる中、取引の量・質の向上に資するインフラとして、また ESG 資金の呼び込みと併せて、世界の脱炭素ビジネスの拠点となるような、「カーボン・クレジット市場」のあり方について方向性を示すこと。

・カーボンニュートラルの実現に向けたカーボン・クレジットの適切な活用のための環境整備に関する検討会（第１回）　　12 月 8 日

＜経済産業省　2021 年 12 月 6 日＞

https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/43666

1. カーボン・クレジットを巡る動向

2. カーボン・クレジットに係る論点

・新しい時代の学校施設検討部会（第８回）の開催について　　12 月 13 日

＜文部科学省　2021 年 12 月 6 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agbhac4w7foDa1bK

1. 新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について

2. その他

[開催記録、報告、資料等]

・第 2 回 WHO 特別総会結果（概要）　　11 月 29 日～12 月 1 日

＜厚生労働省　2021 年 12 月 6 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0yhKo-75GKtc00JBY

主な成果

パンデミックへの予防、備え、対応を強化するための政府間交渉会議（INB: Intergovernmental negotiating body）の設立に関する以下 5 点が全会一致で決定した。

・INB の初回会合を 2022 年 3 月 1 日までに開催すること。

・INB は、新規国際文書の要素を検討し、同年 8 月 1 日までに開催する第 2 回会合に草案を提出すること。要素の検討後、新規国際文書の形式（条約、協定、規則、その他）を決定すること。

・INB は、新規国際文書と国際保健規則（IHR）の間に重複や矛盾がないよう、既存の WHO の加盟国作業部会※と連携すること。※Member States Working Group on Strengthening WHO Preparedness and Response to Health Emergencies（WGPR）

・INB は、第 76 回世界保健総会（2023 年 5 月）に進捗状況を報告し、第 77 回世界保健総会（2024 年 5 月）に成果物を提出すること。

・部分改正を含めた世界保健規則（IHR）の強化の議論は、WGPR で継続すること。

・第１回「大学研究力強化委員会」を開催　　12 月 1 日

＜文部科学省　2021 年 12 月 6 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agbhac4w7foDa1bE

資料　　https://www.mext.go.jp/kaigisiryo/mext_00305.html

・大学院部会（第 103 回）　配付資料　　11 月 22 日
＜文部科学省　2021 年 12 月 6 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agbhac4w7foDa1bI
1. 大学院設置基準等の一部改正について
2. 国際連携教育課程制度（ジョイント・ディグリー）の見直しについて
3. 人文科学・社会科学系の大学院に関する背景データについて
4. 大学院におけるリカレント教育の振興について（産業界における人材ニーズの現状）
5. その他
****

[9] ***その他***

◇***インフルエンザ、感染症関係***

・鹿児島県の死亡野鳥におけるＡ型鳥インフルエンザウイルス遺伝子検査陽性について
＜環境省　2021 年 12 月 6 日＞　https://www.env.go.jp/press/110298.html
---

・熊本県での高病原性鳥インフルエンザ発生（家きん国内 5 例目）に伴う野鳥緊急調査の結果について
＜環境省　2021 年 12 月 6 日＞　https://www.env.go.jp/press/110297.html
・熊本県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内 5 例目）の遺伝子解析及び NA 亜型の確定について
＜農林水産省　2021 年 12 月 6 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/211206.html
---

・広島県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内 8 例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について
＜農林水産省　2021 年 12 月 7 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/211207_2.html
---

・埼玉県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内 7 例目）について
＜農林水産省　2021 年 12 月 7 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/211207.html
---

・ドイツからの家きん肉等の一時輸入停止措置について
＜農林水産省　2021 年 12 月 6 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/211206_3.html
---

◇***その他***

・入学金、国公立大合格発表まで延納可　大東文化大の試みから 10 年
＜朝日新聞　2021 年 12 月 5 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASPD365J0PCZUTIL04V.html

大学に合格すると入学金の納付期限があり、受験生の多くが進学先以外の大学にも支払っている実態がある。そんな中、大東文化大学（東京都板橋区）は 2012 年度の入試から国公立大学の前期日程の合格発表後に期限を延期できる制度を導入。この 10 年で志願者を増やした。入試担当の中村宗悦副学長は「少子化で受験生の獲得競争が激化する中でも、手応えを感じている」と話す。

――入学金の納入延期制度とはどんなものですか。

「大東文化大の入学金は、約 21 万円。申請すれば、2 月下旬の納付期限を 3 月上旬の国公立大前期の合格発表翌日まで延期できる。12 年度の入試から法学部法律学科で始め、国公立大と併願が多い文学部教育学科に広げ、20 年度入試からは全学科を対象に実施している」

「基本的に我々の大学は、他大学と併願する受験生が多い。そういった状況で、国公立大を志望して残念ながら不合格になった子たちに、少しでも多く来てもらうためにはどうすれば良いかを考えた。08 年のリーマン・ショック後、高校の進路担当者と話をするなかで、経済的に厳しい家庭が増えており、『入学金の負担が重い』『延納制度があれば良い』という声を聞き、導入を決めた」

――その結果、志願者が増えるなどのメリットはありましたか。

「この制度を申請した合格者は、初年度が 15 人。対象となる学科を増やしていったため、昨年度は 166 人、今

年度は 138 人が申請した。一方、進路調査会社のデータによると、12 年度の志願者数は 1 万 5949 人だったのが、今年度は 2 万 3834 人で 5 割近く伸びている。ほかに取り組んだ入試改革の効果もあるが、いわゆる『大・東・亜・帝・国（大東文化大・東海大・亜細亜大・帝京大・国士舘大)』と呼ばれるグループでは一番増加率が高く推移した」

「調査会社による分析では、志願者の在籍高校も、より進学率の高い高校になってきている。北陸など、それまで多くなかった地方からの受験者も増えた。また、国公立大との併願者は優秀な学生が多く、入学後も学年の先頭集団として、リーダーシップをとって学生たちを引っ張ってくれている」

延納認めるデメリットは

――延納によるマイナスの影響は。入学者がどれくらいか読みにくくなりませんか。

「確かに事務作業は増えるが…

********** 以上 **********